（２）特別障害者手当

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

２０歳以上で国民年金の障害基礎年金１級程度の障がいが重複するなど、著しい最重度の障がい状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たした場合に、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅障害者の方へ支給されます。

○認定請求に必要なもの

（１）認定請求書　（２）認定診断書　（３）口座振替依頼書　（４）同意書
（５）承諾書　（６）特別障害者手当所得状況届（マイナンバー記載あり(※)）
※マイナンバー未記載の場合は、追加で書類を提出いただく場合があります

○窓口までご持参いただくもの（現物確認または写しを控えさせいただきます。）

（１）印鑑（認印可）　（２）申請者名義の通帳
（３）年金受給者の方は、年金受給額が確認可能な通帳
（４）本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーがわかる書類（※）
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等
（５）障害者手帳や特定医療費（指定難病）医療受給者証等（所持者のみ）
（６）年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○支給月

５月、８月、１１月、２月（年４回）

○手当の額（令和５年４月現在）

月額　２７，９８０円

○不支給要件（支給中の方も資格喪失、支給停止になります。）

・施設に入所している方
・病院などに３か月以上入院している方
・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある

○その他

・認定基準は各障がいにより異なります。
・原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

（３）障害児福祉手当

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

２０歳未満で重度の障がいの状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たした場合に、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給されます。支給月は特別障害者手当と同月です。

○認定請求に必要なもの

（１）認定請求書　（２）認定診断書　（３）口座振替依頼書　（４）同意書
（５）承諾書（障害年金等を受給されている場合のみ）
（６）障害児福祉手当所得状況届（マイナンバー記載あり(※)）
※マイナンバー未記載の場合は、追加で提出いただく書類があります。

○窓口までご持参いただくもの（現物確認または写しを控えさせいただきます。）

（１）印鑑（認印可）　（２）児童本人名義の通帳
（３）本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーがわかる書類（※）
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
（４）障害者手帳や特別児童扶養手当証書等（所持者のみ）
（５）年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○手当の額（令和５年４月現在）

月額　１５，２２０円

○不支給要件（支給中の方も資格喪失、支給停止になります。）

・施設に入所している方
・障がいを支給事由とする公的年金等を受給している方
・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方

○その他

・認定基準は、各障がいにより異なります。

（４）経過的福祉手当

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

昭和６１年３月３１日現在、２０歳以上の福祉手当受給者で、障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当で、重度障がいのある方に支給されます。
（※旧福祉手当の対象の方のみへの支給となり、新規の認定はありません。）

○手当の額（令和５年４月現在）

月額　１５，２２０円